

れるものの、SB01と主軸方位がほぼ一致し、柱筋が並んでいることから、機能が共通する建物として指摘することができる。またこれらに関連して南北に並ぶ柱穴列がある。柱掘形にばらつきがみられるが、建物群の東面に設置された塀と考えられる。

10世紀 堅穴建物SI05が相当する。SI05はSI04およびSI06の2軒の堅穴建物を切って構築していて重複建物である。検出はグリッド調査のため、SI04や06を含めその前後については全容を把握できない。しかし、本遺跡ではこれ以後の平安時代に比定される遺構・遺物が確認されていないことから、この段階をもって当集落の終焉を迎える。

(2) 中世以降

中世 ここでは古代末から中世にかけての転換期は空白期間といえる。しかし、12世紀以降となると、井戸・堅穴状遺構・土坑・溝・柱穴群など明確な遺物の出土は少ないが、明らかに鎌倉時代以降の中世に比定される遺構群が確認されている。溝SD01は鉤型に屈曲している区画溝であり、屋敷溝と考えられる。この溝内に堅穴状遺構等が存在する。

(大淵・小川)

4-2 SI01・SX01出土の文字瓦について

堅穴建物SI01および大型堅穴状遺構SX01から3点の文字瓦が出土した。これらの文字瓦はいずれも凸面に糸切り痕を残す点で共通しており、台渡里廃寺跡長者山地区(那賀郡衛正倉院)の瓦倉SB001から出土しているものと技術的特徴が一致する。本地点と台渡里廃寺跡長者山地区は直線距離で僅か500m程度しか離れていないことから、これらの瓦は台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉の屋根に葺かれていたものが二次的に当遺跡に持ち込まれ、最終的に個々の遺構内に投棄された可能性が高い。本節ではその特徴を再確認するとともに、文字瓦が提起するいくつかの問題を取り上げる。

(1) 台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉の下限年代

台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉について森郁夫氏は、郷里銘の記されたヘラ書き文字瓦が出土していることから、郷里制の廃止された天平12年(740)よりも前に造営されたと理解されている(森 1973・1986・2001)。しかしながら、考古学的な出土状況から瓦倉の造営年代を知る手がかりは殆ど得られていないのが現状である。

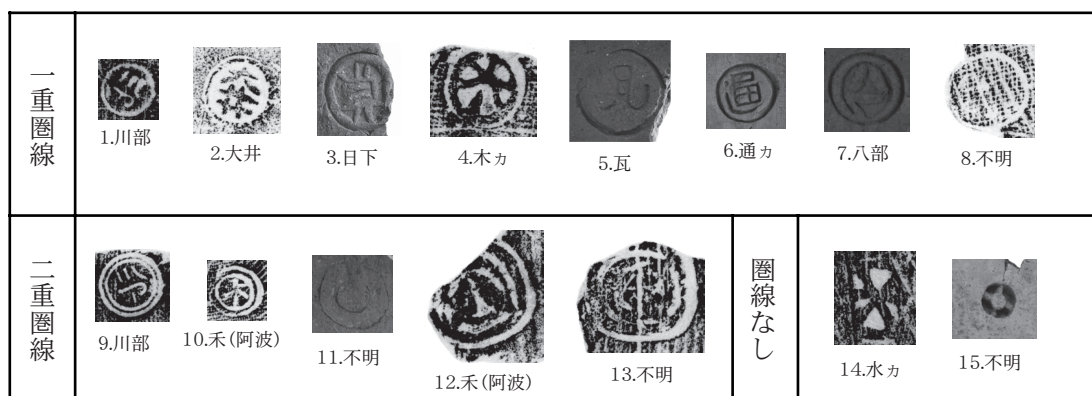
前節で明らかとなったように、8世紀第3四半期に集落が廃絶した後、柵列あるいは掘立柱塀に囲まれた掘立柱建物群が展開する。8世紀第3四半期の集落廃絶に伴い、台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉の屋根に葺かれていたとみられる瓦が堅穴建物や円形有段遺構に投棄されていた状況は、瓦の下限年代を示すものとして重要な情報である。

SI01やSX01から出土している須恵器の年代は、8世紀第2四半期から第3四半期に位置づけられることから、瓦の年代は8世紀第3四半期以前に遡る可能性が高い。

(2) 総瓦葺建物の存在を示すヘラ書き文字瓦

次にSX01から出土したヘラ書き文字瓦についてみてみよう。SX01から出土した文字瓦はヘラ書きにより、「□色」と記銘されている隅切平瓦である。隅切瓦が出土する建物の屋根景観は総瓦葺であったことになるため(大橋 2004)、これらの瓦の供給源であった台渡里廃寺跡長者山地区には、総瓦葺建物が存在した可能性が高いことになる。平成18年度から水戸市教育委員会が行っている台渡里廃寺跡長者山地区の範囲確認調査では、SB001とSB002が出土瓦の量から総瓦葺の瓦倉と考えられている(川口 2007・2008a・2008b・2008c、川口・新垣・渥美・木本 2008)。

先にも指摘したように、このヘラ書き文字瓦は長者山地区のSB001から出土している瓦と製作技術の特徴が一致



1～4・8～10・12～14:台渡里廃寺跡長者山地区SB001 5:台渡里廃寺跡長者山地区SB004 6:堀遺跡第9地点SX01
7:台渡里廃寺跡長者山地区採集 11:北屋敷遺跡 15:田谷廃寺跡採集

第35図 那賀郡内出土の押印文字瓦

しており、SB001からは高井悌三郎氏の調査で、「生部色万」や「部色万」とヘラ書きされた有段式丸瓦や「色万」とヘラ書きされた凸面に糸切り痕を有する平瓦などが出土していることから(高井 1964、川口 2006)、SB001に葺かれていたものとみて良さそうであるが、特定の時期に生産された瓦は全て同時期に建造されつつあった所用建物の屋根にのみ使用された訳ではなく、先行して造営されていた瓦葺建物の屋根に補修瓦として流用されることは多々あった。従って、このヘラ書き文字瓦がSB001に葺かれていたと断定することはできないものの、SB001が総瓦葺であったことを想起させる興味深い資料とすることができる。

(3)異なる2種の印が押された文字瓦

次にSI01から出土した押印文字瓦に着目してみたい。SI01から出土した文字瓦には押印「禾」と「通」に似た釈読不明の押印文字が同一個体に押印された平瓦1点がある。

第35図は、これまで常陸国那賀郡内で知られている押印文字瓦を集成したものである。現状では15種類の押印文字が確認されているが、良好な一括資料とみられる高井悌三郎氏の調査で出土したSB001出土の押印文字瓦を見ると、「川部」や「禾」、「大井」の押印が複数箇所に押されている例はあるものの、異なる印が同一個体の瓦に押されている例は確認されていない。従って、「禾」と「通」の押印文字が同一個体に押印された平瓦は、これまでに出土例のない資料ということになる。

これまでに知られている印は「禾」(阿波郷)、「川部」(川辺郷)、「大井」(大井郷)、「八部」(八部郷)、「下日下」(日下部郷)、「水」(清水郷カ)、「木」(木倉郷カ)ですべて郷名と考えられる資料である。高井悌三郎氏の調査資料を良くみると、「禾」の押印は「阿波郷大田里」というヘラ書きを持つ瓦に押印されており、「川部」は「川部」というヘラ書きや「小河里戸主」というヘラ書きを持つ瓦に押印されている(高井 1964、川口 2006)。

瓦に印を押す背景については、森 郁夫氏が次のように指摘されている。「略・・・「へら書き」の人名と刻印の郷名の両者が瓦面にあらわれているものもあり、明らかに瓦生産の一つの方式をあらわすものである。台渡廃寺跡、すなわち前にふれた徳輪寺の造営にあたって、瓦生産を一定の郷に負担させるべく割り当て、検収のための刻印を作っておく。この印章はすべての瓦に押捺するのではなく、何十枚かに一枚押捺するのであろう。そして割り当てられた各里の戸主の名を「へら書き」する。それぞれ経費を負担した本人が書き記すのではなく、工房に駐在している監督者が書き記すのであろう」(森 2001:211頁)。

これらの押印文字瓦のヘラ書きで記された郷名と印章の郷名が対応することから、森氏の指摘のとおり数量把握の

ような目的で押印されたものと考えるのが自然であろう。

ただし、第35図5のように一重の圏線内に「瓦」と記銘された押印文字も出土しており、これは常陸大宮市三美前山遺跡の出土資料(瓦吹 2005)と同じものである。現時点では「瓦」の文字を含む郷名は知られていないことから、全ての押印文字が那賀郡内の地名でなかった場合も想定されよう。「通」に似た押印文字の釈文はともかく、これが郷名¹⁾であるとすれば、経費負担の在り方を示唆する興味深い資料と言えるのではないだろうか。

山路直充氏によると、武蔵国分寺では異なる郡名をひとつの文字瓦に記している例があるようなので(山路 2005)、そうしたものと同じである可能性も考えられる。ただし、出土例が少ないことを考慮すると誤って押印してしまったまま、焼成してしまった可能性も考えられる。本報告では、両者の可能性を指摘するにとどめ、今後の類例の増加に期待したい。

(木本・川口)

註

1) 「通」の文字が郷里銘であることを証明するには、「通口郷」と記銘された墨書土器が出土するか、「通口郷」や「通口里」と記銘され、なおかつ「通」の押印が施されている文字瓦が出土すれば証明できる可能性がある。